

〈平成 20 年第 1 回定例会 3 月会議：夜間議会挨拶：H20 年 3 月 11 日〉

夜間議会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

傍聴者の皆様には、議会へ多数お出でいただき心から歓迎をいたします。

夜間議会の開催につきましては、町民の皆様との懇談会で強い要望があり、仕事の都合などで昼間は傍聴に来ることができない方などに、傍聴の機会をつくり、行政・議会の活動内容をご理解いただくことを願って、昨年第 1 回を開催し、50 人を超えるたくさんの方々においでいただきました。

その結果から、当面、町の執行方針が示され、新年度の予算などを決める最初の会議で「夜間議会」を開催することといたしました。

地方分権が急速に推し進められ、自治体を取り巻く環境は予想できなかったほど厳しい状況が続いております。

地方分権改革の重要な視点としては、政策を作っていく過程に町民のみなさんが、どう参加する事ができるかの工夫も必要ですし、自分達の町は自分達でつくっていくものであると言う「自助」「自治」の意識を育てていく事も大切です。

そのためにも議会としては、活動の透明性を図り、積極的に情報を発信し、町民の皆さんとできるだけ多く対話し共通認識を持てるような機会を提供していかなければなりません。

2 月 1 日に福島町で、住民の側から議会改革に取り組む市民団体「自治体改革フォーラム」代表であり法政大学法学部教授の広瀬克哉さん(法政大学教授)に「議会改革と基本条例」と題して講演をしていただきました。

廣瀬さんは、改革が進まない地方議会の現状を憂い、このように言っておられます。

「地方議会は自立する自治体をつくるエンジン」である。

「中央政府が言うとおりにやれば済んだ時代は終わった。住民がどの程度の税を負担し合ってどんな地域をつくるかを自分たちで決めなければ」、そして「みんなに見える所で多様な意見を戦わせ合意する。その場が議会」であるとも言っておられます。

「議員同士が議場で討論しない、住民が意見を言う場をつくらない、住民に説明しない、『三ない議会』は、いらぬ」と厳しい提言をされております。

自治法改正への地方六団体の強力な運動展開、マニフェスト運動の急速な拡がり、党派を超えて議会改革に取り組む、ローカルマニフェスト議員連盟の活動等、二元代表制としての議会の存在感を明確にしようとする議会改革の波は、大きなうねりとなって、全国に拡がりをみせております。

福島町議会としても、『わかりやすく、町民が参加できる議会』『しっかりと討議をする事ができる議会』『町民の皆さんが実感できる政策提言をする議会』を目指してまいります。

このたびの定例会では、会期を9月までとする通年議会制度を試行いたします。同時に、説明員の反問制度、質疑の回数制限の撤廃、休会中の文書質問制度、常任委員会での傍聴人の討議への参加を試行的に実施いたします。

さらに、町民のみなさんの意見をしっかりと聴くことなどを目的とした「広報・広聴常任委員会の新設」、議員の資質向上と、議会の活性化を図るための、「議員研修条例の制定」、行政運営の適切な執行の妨げとならないよう議員が自らを厳しく律し、議員活動などに疑念を持たれることないようにするための決議、活発な議論を進めるための「一般質問の回数・時間制限の廃止」、「委員外議員制度」の本格導入についても今回提案する予定となっております。

あわせて、ただいま申し上げた事項などを含めて、課題等を整理・検討し、「開かれた議会づくり」の集大成として「議会基本条例」の素案を示し、町民の皆様のご意見を伺いながら、平成21年度の制定に向けて更に努力してまいりますので引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

■  
なお、今後の参考にするため簡単なアンケートを用意しましたので、ご協力の程、よろしく願いいたします。